

自主的避難等対象区域（古殿町）から平成２４年１１月頃に避難した申立人ら（父母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、同月時点で未だその除染がされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、上記避難開始に合理性を認め、平成２４年１１月から平成２５年１２月までの避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

和 解 契 約 書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）について、申立人Ｘ１、同Ｘ２、同Ｘ３及び同Ｘ４（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

１ 損害項目

- （１）自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第３）
- （２）避難費用
- （３）生活費増加費用
 - ①食費増加費用
 - ②物品購入費
 - ③二重生活に伴う生活費増加費用
- （４）一時立入費用
- （５）避難雑費

２ 期間

- （１）について

平成２３年３月１１日から平成２３年１２月３１日まで

- （２）、（３）②③及び（５）について

平成２４年１１月１日から平成２５年１２月３１日まで

(3) ①について

平成24年1月1日から平成25年12月31日まで

(4) について

平成25年1月1日から平成25年12月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金177万0600円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 自主的避難等に係る損害	金 16万円
(2) 避難費用	金 9万5000円
(3) 生活費増加費用	
①食費増加費用	金 9万8800円
②物品購入費	金 30万円
③二重生活に伴う生活費増加費用	金 33万6000円
(4) 一時立入費用	金 22万0800円
(5) 避難雑費	金 56万円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年10月18日

(仲介委員 石井 逸郎)